

## 特許協力条約

PCT

国際予備審査報告

REC'D 26 SEP 2003

WIPO PCT

(法第12条、法施行規則第56条)  
〔PCT36条及びPCT規則70〕

出願人又は代理人 の書類記号 FP03-0044-00	今後の手続きについては、国際予備審査報告の送付通知（様式PCT/IPEA/416）を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP03/02945	国際出願日 (日.月.年) 12.03.03	優先日 (日.月.年) 12.03.02
国際特許分類 (IPC) Int. Cl' B23K26/38, H01L21/301		
出願人（氏名又は名称） 浜松ホトニクス株式会社		

1. 国際予備審査機関が作成したこの国際予備審査報告を法施行規則第57条（PCT36条）の規定に従い送付する。

2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で 4 ページからなる。

この国際予備審査報告には、附属書類、つまり補正されて、この報告の基礎とされた及び／又はこの国際予備審査機関に対して訂正を含む明細書、請求の範囲及び／又は図面も添付されている。  
 (PCT規則70.16及びPCT実施細則第607号参照)  
 この附属書類は、全部で        ページである。

3. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。

- I  国際予備審査報告の基礎
- II  優先権
- III  新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成
- IV  発明の単一性の欠如
- V  PCT35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- VI  ある種の引用文献
- VII  国際出願の不備
- VIII  国際出願に対する意見

国際予備審査の請求書を受理した日 12.03.03	国際予備審査報告を作成した日 08.09.03
名称及びあて先 日本国特許庁 (IPEA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 加藤 昌人  電話番号 03-3581-1101 内線 3362
	3P 9257

## I. 国際予備審査報告の基礎

1. この国際予備審査報告は下記の出願書類に基づいて作成された。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に応答するために提出された差し替え用紙は、この報告書において「出願時」とし、本報告書には添付しない。  
PCT規則70.16, 70.17)

 出願時の国際出願書類

- |                          |                    |        |                      |
|--------------------------|--------------------|--------|----------------------|
| <input type="checkbox"/> | 明細書 第 _____        | ページ、   | 出願時に提出されたもの          |
|                          | 明細書 第 _____        | ページ、   | 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの |
|                          | 明細書 第 _____        | ページ、   | 付の書簡と共に提出されたもの       |
| <input type="checkbox"/> | 請求の範囲 第 _____      | 項、     | 出願時に提出されたもの          |
|                          | 請求の範囲 第 _____      | 項、     | PCT19条の規定に基づき補正されたもの |
|                          | 請求の範囲 第 _____      | 項、     | 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの |
|                          | 請求の範囲 第 _____      | 項、     | 付の書簡と共に提出されたもの       |
| <input type="checkbox"/> | 図面 第 _____         | ページ/図、 | 出願時に提出されたもの          |
|                          | 図面 第 _____         | ページ/図、 | 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの |
|                          | 図面 第 _____         | ページ/図、 | 付の書簡と共に提出されたもの       |
| <input type="checkbox"/> | 明細書の配列表の部分 第 _____ | ページ、   | 出願時に提出されたもの          |
|                          | 明細書の配列表の部分 第 _____ | ページ、   | 国際予備審査の請求書と共に提出されたもの |
|                          | 明細書の配列表の部分 第 _____ | ページ、   | 付の書簡と共に提出されたもの       |

2. 上記の出願書類の言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願の言語である。

上記の書類は、下記の言語である \_\_\_\_\_ 語である。

- 国際調査のために提出されたPCT規則23.1(b)にいう翻訳文の言語
- PCT規則48.3(b)にいう国際公開の言語
- 国際予備審査のために提出されたPCT規則55.2または55.3にいう翻訳文の言語

3. この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでおり、次の配列表に基づき国際予備審査報告を行った。

- この国際出願に含まれる書面による配列表
- この国際出願と共に提出された磁気ディスクによる配列表
- 出願後に、この国際予備審査(または調査)機関に提出された書面による配列表
- 出願後に、この国際予備審査(または調査)機関に提出された磁気ディスクによる配列表
- 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった
- 書面による配列表に記載した配列と磁気ディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。

4. 振正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 \_\_\_\_\_ ページ
- 請求の範囲 第 \_\_\_\_\_ 項
- 図面 図面の第 \_\_\_\_\_ ページ/図

5.  この国際予備審査報告は、補充欄に示したように、振正が出願時における開示の範囲を越えてされたものと認められるので、その振正がされなかつたものとして作成した。(PCT規則70.2(c) この振正を含む差し替え用紙は上記1.における判断の際に考慮しなければならず、本報告に添付する。)

V. 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文獻及び説明

1. 見解

新規性 (N)

請求の範囲 1-10

有

請求の範囲

無

進歩性 (I S)

請求の範囲 1-10

有

請求の範囲

無

産業上の利用可能性 (I A)

請求の範囲 1-10

有

請求の範囲

無

2. 文獻及び説明 (PCT規則70.7)

文献 1 : JP 4-111800 A (日本石英硝子株式会社) 1992. 04. 13,  
第2頁右上欄第16行—第2頁右下欄第7行, 第1図 (ファミリーなし)

文献 2 : JP 10-305420 A (日本硝子株式会社) 1998. 11. 17, 特許請求の範囲,  
発明の詳細な説明 【0021】 - 【0024】 , 第1, 3図 (ファミリーなし)

文献 3 : US 5211805 A (Rangaswamy SRINIVASAN) 1993. 05. 18,  
第1欄第6-10行, 第1欄第42-45行, 第4欄第60-68行,  
第8欄第59行-第9欄第2行, 第1-4図 & JP 6-198475 A

文献 4 : 緑川 克美, フェムト秒レーザの現状と加工応用, 第45回レーザ熱加工研究会論文集, 1998. 12, ISBN 4-947684-21-6, 3. 4非線形効果による局所的加工, 5. 4透明材料の改質

文献 5 : 佐野 智一 外 3 名, ピコ秒パルスレーザによるシリコンの加工特性評価—短パルス・短波長レーザによる電子材料の精密微細加工 (第1報) 一, 溶接学会全国大会講演概要, 2000. 03. 13, 第66集, P72-73

文献 6 : 三浦 清貴, 平尾 一之, フェムト秒レーザー照射によるガラス内部への光誘起構造形成, 第42回レーザ熱加工研究会論文集, 1997. 11,  
ISBN: 4-947684-15-1, 第107頁第4行—第109頁第5行

文献 7 : 林 健一, 固体レーザー高調派によるガラス基板の内部マーキング,  
第45回レーザ熱加工研究会論文集, 1998. 10, ISBN: 4-947684-21-6

請求の範囲 1-10 に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献 1-7 に対して新規性・進歩性を有する。

文献 1-7 には、多光子吸収による改質領域によって、加工対象物の切断予定ラインに沿って加工対象物のレーザ光入射面から所定距離内側に切断起点領域を形成する工程が記載されておらず、しかもその点は、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

## VI. ある種の引用文献

## 1. ある種の公表された文書 (PCT規則70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日.月.年)	出願日 (日.月.年)	優先日 (有効な優先権の主張) (日.月.年)
WO 02/22301 A1	21.03.02	13.09.01	13.09.00
「E, X」			

## 2. 書面による開示以外の開示 (PCT規則70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日.月.年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日.月.年)